

令和5（2023）年7月31日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第2回議事録

柏崎市農業委員会

## 柏崎市農業委員会 第25期 第2回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年7月31日（月）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第4号 農地法第5条許可申請について  
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）  
報第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

ただ今から第2回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものです。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。欠席報告は1人、現在の出席委員数は18人で過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、2番 小柳 直樹委員、18番 笹川 宏委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可の申請番号1について、御説明いたします。

申請番号1 与三地内、田、3,978m<sup>2</sup>。自作地の遺贈。経営規模拡大。無償です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第6号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第2号 農地法第4条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書2ページを御覧ください。議第2号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

申請番号1 北半田二丁目地内、畠、218m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、昭和 2 年頃に申請者の亡き祖父が一般個人住宅を建築し、以降、住宅敷地として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 上田尻地内、3 筆、田及び畠、計 240.04 m<sup>2</sup>。宅地の拡張。第 3 種でございます。

本件につきまして、申請人の居住地に隣接する申請地において、平成 21 年から平成 23 年頃に自宅、物置、カーポートを建築し、以降、宅地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 新道地内、2 筆、畠、137 m<sup>2</sup>。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、平成 3 年頃に車庫が建築されたほか、駐車スペース、庭として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 4 日吉町地内、田、1,031 m<sup>2</sup>。集合住宅 7 棟、第 3 種でございます。

申請地につきましては、昭和 51 年から昭和 53 年頃に申請者の先代が集合住宅を建築し、以降、住宅敷地として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 5 三和町地内、田、1,031 m<sup>2</sup>。集合住宅 1 棟。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 茨目地内、田、60 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、当初計画者が近隣の集合住宅の駐車場として利用する予定でしたが、これを変更し、承継者が業務用の駐車場として利用するものです。承継者は、金属加工業等を行う法人ですが、同法人の代表取締役が経営する関連企業の〇〇〇〇が申請地に隣接しており、業務上、恒常に往来していることから、駐車場を必要としているものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 茨目地内、田、60 m<sup>2</sup>。駐車場。第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 鯨波地内、2 筆、田、668 m<sup>2</sup>。貸駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、平成 7 年頃から申請地の所有者が経営するホテル〇〇〇〇の駐車場

として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。申請地の所有者については、令和4年3月10日に破産手続開始決定があり、破産管財人には○○弁護士が選任されています。破産管財人は、破産者の財産の管理処分権を有することから、破産管財人が申請を行っています。受人につきましては、ホテル業を行う法人○○○○を経営しており、ホテルの建物及び敷地と併せて申請地を個人名義で取得し、同法人に貸し付ける計画となっています。

申請番号3 高柳町岡田地内、畠、31m<sup>2</sup>。資材置場。第2種でございます。

本件につきまして、土木建設業を営んでいる受人が、以前から申請地を資材置場として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、申請地の近隣にある資材置場が手狭なことから、申請地を必要としているものです。

申請番号4 上田尻地内、2筆、田及び畠、計378m<sup>2</sup>。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号5 下大新田地内、田、525m<sup>2</sup>。鉄塔補修工事のための工事用地に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

申請番号6 上田尻地内、2筆、田、501m<sup>2</sup>。仮設事務所及び駐車場に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

本件につきましては、申請地に近隣する○○○○公園において計画されている、○○保育園建設工事のための仮設事務所及び駐車場として利用される予定となっています。

申請番号7 劍野地内、15筆、田及び畠、計6,890.77m<sup>2</sup>。太陽光発電設備。第2種でございます。

受人につきましては、太陽光発電事業等を行っており、茨城県や埼玉県、青森県での大規模発電設備の設置の実績がございます。本件につきましては、太陽電池モジュールを840枚設置し、発電した電力は全て○○○○に売電される予定となっています。

なお、転用面積が3,000m<sup>2</sup>を超える案件ですので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。その県農業会議において異議がない場合、会長の専決により許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の5ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり許可処分とすることに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり許可処分といたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）。（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡しの時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、所有権移転登記完了後 10 日以内。7、対価の支払方法、譲渡人の指定口座に振り込む。8、対象農用地の面積、田（12 筆）、10,754.00 m<sup>2</sup>。9、関係人の数、受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 8 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は別紙明細書のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書8ページを御覧ください。報第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）参考資料について、御説明させていただきます。

農地中間管理機構が転貸する耕作者の変更がありましたので、一覧のとおり報告いたします。県による公告を経て、8月30日に新たな耕作者へ権利が移転されるものでございます。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。報第1号についての報告を終了します。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

閉会 午後2時05分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議長

署名委員

署名委員